鎌倉市地域福祉計画推進イメージ

資 料 2

１　計画策定の趣旨

少子高齢化、人口減少の進行などの人口要因や、地縁、血縁を含めた地域のつながりの希薄化などを踏まえ、住民が支え合い、安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、社会福祉法第107条に基づき、令和２年３月に本計画を策定しました。

２　計画内容

高齢者、障害者、子どもなど、福祉分野ごとに策定されてきた個別計画を横断的につなぐ計画として、住民相互の支え合い機能の強化と多様な担い手の育成・参画、住民が地域において安心して暮らすことができる包括的な支援体制の整備などの施策を明示しています。

３　計画の基本構成

（１）基本理念　お互いを尊重し、支え合いながら、ともに活きるまち　かまくら

（２）目標　基本理念を実現するための以下の５つの目標を定めました。

① 総合的な相談体制の確立　重 点

② 包括的支援体制の構築　重 点

③ 地域における福祉活動や人材への支援　重 点

④ 地域生活支援と権利擁護

⑤ 情報の収集と提供

（３）施策　目標を達成するための施策を記載するとともに、客観的に検証を行うため、可能な限り数値目標を設定していきます。

４　計画の位置付け

（１）計画の位置付けとして、総合計画を上位計画とします。また鎌倉市共生社会の実現を目指す条例の理念を受けつつ、福祉分野の個別計画を横断的につなぎ、さらに市社会福祉協議会策定のかまくらささえあい福祉プランと連携し、地域福祉を推進するための計画とします。

（２）地域福祉計画は、以下の項目を記載しています。

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

⑤ 住民に身近な地域における包括的な相談支援体制の整備に関する事項

（計画の位置付け図）

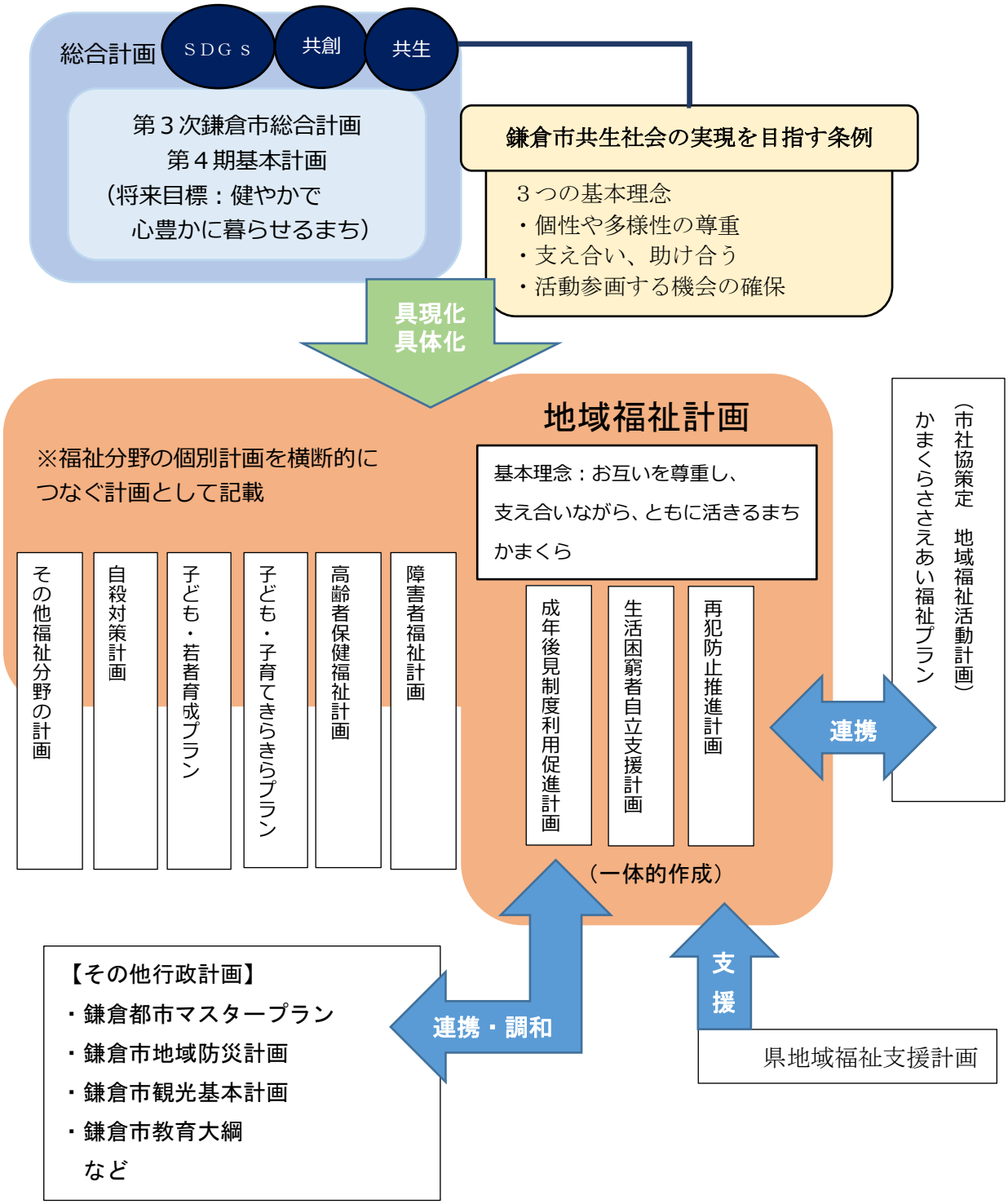

５　計画期間

令和２年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの６年間を計画期間とします。なお、必要に応じて、計画を見直します。

６　計画の策定・進行管理体制

（１）鎌倉市地域福祉計画推進委員会

学識経験者、自治会町内会・福祉関係団体等の地域活動団体及び公募による市民で構成する委員会を設置し、地域福祉計画の策定し、進行管理を行います。

（２）鎌倉市地域福祉計画推進庁内連絡会

地域福祉に関連する各部の次長で構成する庁内連絡会を設置し、本計画の推進に係る協議を行います。

＜附属機関＞

①鎌倉市地域福祉計画推進委員会

【委員長】
・学識経験者
【副委員長】
・社会福祉協議会
【委員】
・自治会町内会
・民生委員児童委員
・高齢者団体
・障害者団体
・子ども・子育て関係団体
・公募市民（３人）

＜庁内連絡会＞

②鎌倉市地域福祉計画推進
庁内連絡会

【会長】
・健康福祉部次長（幹事）
【副会長】
・市民生活部次長（幹事）
・こどもみらい部次長（幹事）
【委員】
・共創計画部次長（幹事）
・総務部次長
・防災安全部次長（幹事）
・健康福祉部次長（幹事）
・環境部次長
・まちづくり計画部次長
・都市整備部次長（幹事）
・教育部次長（幹事）
・消防本部次長
※幹事とは、鎌倉市地域福祉計画推進委員会の幹事を兼ねる者です。

事務局
健康福祉部　福祉総務課

７　スケジュール（令和３年度予定）

（参考） 2020.11 月	鎌倉市地域福祉計画推進委員会委員に進捗管理表（様式） を照会
12 月	推進状況報告書（原案）庁内提示 庁内照会・庁内連絡会委員確認
2021.１月	推進状況報告書（原案）庁内回答とりまとめ 〇令和２年度第１回鎌倉市地域福祉計画推進委員会
（予定） ５月	推進状況報告書（案）庁内照会（令和２年度実績等）
６月	推進状況報告書（案）庁内回答とりまとめ
７月	□令和３年度第１回鎌倉市地域福祉計画推進委員会
下半期	□第２回鎌倉市地域福祉計画推進委員会 □第３回鎌倉市地域福祉計画推進委員会

８　資料（根拠法）

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）（抜粋）

第二節　地域福祉計画

（市町村地域福祉計画）

第百七条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。